

令和元年度

科学技術振興ビジョン推進事業

募 集 要 領

(追加募集)

秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課

目 次

I 事業の概要	1
1 目的	・・・ 1
2 募集する研究テーマ（対象分野）	・・・ 1
3 事業内容	・・・ 1
① 若手高度人材育成事業	
② イノベーション創出研究支援事業	
II 応募方法等	2
1 応募書類の提出期限	・・・ 2
2 応募書類の作成	・・・ 2
3 応募にあたっての留意事項	・・・ 2
4 提出先	・・・ 3
5 提出方法	・・・ 3
6 審査結果（採否）の通知	・・・ 3
7 その他	・・・ 3
III 秘密の保持	4
IV 研究開発テーマの選定等	4
1 選定方法	・・・ 4
2 審査基準等	・・・ 4
3 研究開発テーマの決定及び通知	・・・ 5

V 契約 **5**

- 1 委託契約の締結等 5
- 2 委託経費の内容 5
 - ① 若手高度人材育成事業
 - ② イノベーション創出研究支援事業
- 3 共同研究契約 8
- 4 再委託契約 8
- 5 委託契約の変更 8
- 6 実施計画の変更 8

VI 成果 **8**

- 1 研究の進捗状況の確認 8
- 2 研究成果報告書の提出等 8
- 3 研究成果報告会 9
- 4 知的財産権の帰属 9
- 5 その他 9

VII 募集等のスケジュール **10**

VIII 問い合わせ先 **10**

I 事業の概要

1 目的

科学技術の進歩が産業的価値の創出のみならず、身近な社会変革に与える影響が増している中で、科学技術が県民の生活と直接向き合い、真に豊かな社会の形成に貢献していくことが期待されています。

本事業は、県内外の大学等、公的試験研究機関、民間企業等が組織や分野の垣根を越えて連携し、高度な若手人材の育成・定着、多様で創造的な仕事の創出に貢献する研究開発プロジェクトに対応した競争的研究資金であり、研究開発の成果が本県の重要課題の解決・改善に効率的に貢献していくことに資するものである。

【本事業実施の成果として期待するもの】

- ・ 県内の企業や研究開発環境に関心を持つ高度な人材の育成
- ・ 新技術・新製品等につながる付加価値の高い技術の開発

2 募集する研究テーマ（対象分野）

科学技術振興ビジョン推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙1、2の事業の対象に該当する研究開発であること。

3 事業内容

① 若手高度人材育成事業

- 事業期間：1か年
- 事業費：30万円以内
- 実施機関：1の県内大学等と1以上の県内企業等
※加えて県内公設試が参画することも可能です。
- 契約形態：県と県内大学等との委託契約
- 事業内容：県内大学等の学生が主要な研究者として参加する県内企業等との共同研究開発、県内企業等の技術的課題解決のための研究開発
- 追加採択予定数：1件

② イノベーション創出研究支援事業

- 事業期間：1か年
- 事業費：80万円以内
- 実施機関：1以上の県内大学等・公設試と1以上の県内企業等
※県内大学等・公設試と県内企業等が事業に参画する場合にあつては、
県外大学等・公設試及び県外企業等も実施機関として事業に参画できます。
- 契約形態：県と代表実施機関との委託契約
- 事業内容：県内大学等・公設試及び県内企業等が連携して、県内製品の付加価値を向上させる独自技術の実用化・事業化につながる研究開発
- 追加採択予定数：2件

II 応募方法等

1 応募書類の提出期限

「若手高度人材育成事業」及び「イノベーション創出研究支援事業」

- 令和元年6月28日（金） 午後5時まで

2 応募書類の作成等

当該応募要領と、実施要綱を熟読のうえ作成してください。

実施要綱に定める様式を使用し、A4版、片面印刷、左側縦2穴として、左上をダブルクリップ等で1カ所とめて提出してください。

提案書には、採択された場合に契約書に使用するものと同じ代表実施機関の代表者印を押印してください。

実施要綱、応募書類（提案書様式）、募集要領は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」のあきた未来戦略課のホームページ

（<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/mirai>）からダウンロードできます。

3 応募にあたっての留意事項

- ① 同一の研究テーマで2以上の事業に応募することはできません。
- ② 事業の全部を一括して第三者に再委託することはできません。
- ③ 本事業の委託料で支弁する経費については、国、県、その他法人等の他の補助、助成又は委託等の対象と重複させることはできません。
- ④ 応募した研究内容と、国、県、その他法人等の他の補助、助成又は委託等の対象となっている研究内容を重複させることはできません。

4 提出先

〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 - 1

秋田県あきた未来創造部 あきた未来戦略課 科学振興・産学官連携班

5 提出方法

郵送、宅配便、持参のいずれも可。

ファクス、電子メールによる提出は、受け付けません。

6 審査結果（採否）の通知

採択・不採択にかかわらず、応募したすべての代表実施機関に採否を通知します。

7 その他

① 提出された応募書類は、返却しません。

② 提出期限終了後は軽微な誤記修正等を除き、応募書類の差し替えは認めません。

③ 応募状況等により募集期間の延長や追加募集をすることがあります。その場合は、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」のあきた未来戦略課のホームページ (<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/mirai>) にてお知らせします。

Ⅲ 秘密の保持

- ① 応募書類は、本事業の委託先選定のためのみに用い、秋田県庁内で厳重に管理します。
- ② 採択された研究開発については、申請者の名称、研究テーマの名称を秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」等で公表します。企業情報等の秘密保持の観点から、採択・不採択にかかわらず、応募書類の研究開発内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせがあった際には、その依頼等が妥当と認められた場合は、使用目的を限定して申請者の名称、研究テーマ、事業の概要等をお知らせすることがあります。
- ③ 取得した個人情報については、法令等により提供を求められた場合を除き、委託先選定の目的以外で利用することはありませんが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。なお、審査の実施にあたり、応募書類の写しを審査委員に送付することがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ④ また、県が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内、資料送付等に取得した個人情報を利用することがあります。

Ⅳ 研究開発テーマ等の選定等

1 選定方法

研究開発テーマの選定は、研究開発分野や関連する施策分野の秋田県の担当者等による一次審査、二次審査により決定します。

2 審査基準等

応募資格を満たす研究テーマについて、次の項目の他、実施要綱別紙 1、2 の各事業の目的を勘案して審査を行います。

(1) 研究開発内容

- ① 新産業・新事業の創出により秋田県の産業振興に寄与するものであるか。
- ② 研究開発の目的・目標、研究の内容が最新の技術トレンドに比較して適切か。
- ③ 研究開発の着眼点、研究開発手法等に特色があるか。
- ④ 市場調査、知的財産調査、試作調査等の内容は適切か。
- ⑤ 新規性や独創性、既存の研究成果を拡充する研究開発であるか。
- ⑥ 学術面に顕著な波及効果があるか。
- ⑦ 研究開発に要する経費は、研究計画に照らし適切であり、各費目の必要性や金額等に合理的な理由が認められるか。
- ⑧ 法令上許認可等の手続きが必要なものは、対応がなされているか。

(2) 研究開発体制

- ① 調査・研究スケジュールは適切か。
- ② 代表者及び分担者の責任体制、役割分担等が明確で適切か。
- ③ 研究開発に必要な十分な人的資源が確保され、所期の成果を上げることが期待できるか。

3 研究開発テーマの決定及び通知

応募された研究開発テーマの採択・不採択の結果については、申請した代表実施機関に速やかに通知します。

また、審査は非公開で行いますが、採択された研究開発テーマについては、代表実施機関又は管理法人の名称、研究開発テーマの名称を県のホームページ等で公表します。

なお、採択に当たっては、委託料の額を調整する場合や、条件を付す場合があります。

V 契約

1 委託契約の締結等

本事業により採択された研究開発については、実施機関又は代表実施機関が県と委託契約を締結することにより実施することになります。

なお、委託契約が終了する日までに研究成果報告書を提出していただきます。

※ 契約金額は、県が負担する必要性を考慮して算定する等のため、提案額と一致しないこともあります。契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結に至らない場合もあります。

2 委託経費の内容

研究開発のための経費として県が負担する委託料は、次の①、②のとおりです。

① 若手高度人材育成事業

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が3万円以上（消費税込）以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 原則として直接経費合計の50%未満とする。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	研究開発業務に直接従事する研究員、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費（資材、部品、消耗品等で取得価格が3万円未満（消費税込）のもの又は使用期間が1年未満のもの）、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 再委託費		実施機関が、実施要綱別紙1第2条第三号の県内企業等に再委託するのに要する経費（再委託先の費目等は、I～III、Vに準拠） 原則としてI～IVの合計の50%未満とする。
V うち消費税等		I～IVの消費税額及び地方消費税額の計

※ I～IVは、消費税及び地方消費税を含む。

※ 「III その他の経費」の例示

旅費・調査費（研究開発の際に必要な現地調査旅費等）

賃借料（委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等）

印刷製本費（成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等）

通信運搬費（連絡調整、データの受け渡しに係る費用等）

② イノベーション創出研究支援事業

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が3万円以上（消費税込）以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 原則として直接経費合計の50%未満とする。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	研究開発業務に直接従事する研究員、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費（資材、部品、消耗品等で取得価格が3万円未満（消費税込）のもの又は使用期間が1年未満のもの）、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 再委託費		代表実施機関が、委託業務の一部を他の実施機関に再委託するのに要する経費（再委託先の費目等は、I～III、Vに準拠）
V うち消費税等		I～IVの消費税額及び地方消費税額の計

※ I～IVは、消費税及び地方消費税を含む。

※ 「III その他の経費」の例示

旅費・調査費（研究開発の際に必要な現地調査旅費等）

賃借料（委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等）

印刷製本費（成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等）

通信運搬費（連絡調整、データの受け渡しに係る費用等）

3 共同研究契約

若手高度人材育成事業については大学と県内企業等の間で、イノベーション創出研究支援事業については代表実施機関と実施機関との間で共同研究の内容について定めた共同研究契約を締結してください。

また、若手高度人材育成事業の実施機関、イノベーション創出研究支援事業の代表実施機関は、共同研究契約に基づき共同研究を進行管理し、共同研究終了後に成果を確認する必要があります。

4 再委託契約

事業に参画する実施機関等が実際に分担する研究項目に係る費用については、若手高度人材育成事業の実施機関から県内企業等に、イノベーション創出研究支援事業の代表実施機関から実施機関に再委託することができます。再委託する場合は、本事業について県との間で締結した委託契約に準じた再委託契約を締結してください。

なお、共同研究契約と再委託契約の内容をあわせた契約とすることは、差し支えありません。

5 委託契約の変更

委託経費の総額に変更がある場合は、委託契約の変更を行う必要があります。

6 実施計画の変更

実施要綱別紙1、2の実施計画の変更に該当する場合には、事前に県に実施計画変更の申請を行い、承認を受ける必要があります。

VI 成果

1 研究の進捗状況の確認

研究の途中において進捗状況を確認するため、県の担当職員が研究代表者を訪問し、途中経過の説明を求めるほか、経理の状況等について確認します。

また、必要に応じて若手高度人材育成事業の県内企業等、イノベーション創出支援事業の代表実施機関等に、研究の進捗状況について報告を求めることがあります。

2 研究成果報告の提出等

研究及び関連する債務履行が終了してから30日後又は委託業務の完了期限のいずれか早い日までに、研究成果報告書を提出していただきます。研究成果報告書については、内容について審査等を行い、研究の実施結果及び委託契約の履行を確認します。

委託費を概算払した場合において、履行されていない部分や認められた経費以外への使途があったときなどは、相当する金額を県に返還していただきます。

3 研究成果報告会

年度末（3月）に開催を予定している研究成果報告会において、プレゼンテーションによる研究成果の概要を発表していただく場合があります。但し、若手高度人材育成事業については、原則対象外とします。

4 知的財産権の帰属

本事業による研究開発の実施により発生した知的財産権の取扱いについては、共同研究契約等により定めておく必要があります。

5 その他

委託契約の終了後において、県が実施する追跡調査、評価、特許等の取得状況調査、事業化状況調査などに御協力いただく場合があります。

VII 追加募集等のスケジュール

	・若手高度人材育成事業 ・イノベーション創出研究支援事業
応募期限	6月28日(金)
審査	7月上旬
委託先決定	7月上旬
契約締結・研究開始	7月中旬

VIII 問い合わせ先

秋田県あきた未来創造部 あきた未来戦略課
科学振興・産学官連携班
TEL 018-860-1262 / FAX 018-860-3870
(〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1)